

平成28年9月／29年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（憲法・刑法）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の5～8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

憲 法

〔問 題〕

近年、健康志向の人たちの中で登山がブームとなっているが、登山者数の増加に伴い、軽装備での安易な登山による事故の多発、遭難件数の増加などが見られるようになっている。

日本有数の山岳地帯の一部を区域内に有する A 県でも、区域内の山岳において遭難や事故などが増加している状況にあった。そこで A 県は、議論を重ねたうえで A 県登山届出条例を制定した（資料参照。以下「条例」と記す）。

X は、登山口に、登山するには条例により届出をしなければならない義務が課されている旨を告知する看板が設置されていたにもかかわらず、山登りをするのは個人の自由だと考え、これを無視し、条例の別表によって危険地区に指定されている B 岳の登山を開始した。途中、X は、急な天候の悪化により山中で立ち往生してしまったが、運良く見回りをしていた A 県登山指導員に遭遇し、その助けを得て下山することができた。しかし下山後、X は、条例 4 条が定める届出の義務違反により、条例 8 条に基づき、所要の手続を経て 5 万円の過料に処するとの処分を受けることになった。

過料処分に納得ができない X は、A 県に対して、当該処分の取消訴訟を適法に提起した。

〔設問 1〕

あなたが X の訴訟代理人となった場合、どのような憲法上の主張を行うか。

〔設問 2〕

設問 1 で述べられた主張の当否について、あなた自身の見解を論じなさい。

〔資料〕 A 県登山届出条例（抄）

（目的）

第 1 条 この条例は、A 県の区域内の山岳において遭難事故が多発していることに鑑み、特に危険な地区及び期間に登山しようとする者に対し、登山届を提出させることにより、山岳遭難の防止及び遭難時の迅速な救助活動等を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「危険地区」とは、別表に掲げる地区をいい、「登山」とは、危険地区に立ち入ることをいい、「登山者」とは、危険地区に登山する者をいう。

（届出）

第 4 条 登山者は、登山しようとするときは、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 登山者の住所、氏名、性別及び年齢
- 二 登山の期間及び行程
- 三 装備品、飲料水及び食糧の内容
- 四 緊急時における連絡先
- 五 無線等の通信手段の状況
- 六 山岳遭難捜索費用に充てるための保険への加入又は未加入の別
- 七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（罰則）

第 8 条 第 4 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして登山した者は、5 万円以下の過料に処する。

刑 法

〔問 題〕

以下の事実関係に基づき、甲の罪責を論じなさい。

甲（男）が住んでいる住宅街では、強制わいせつ事件が多発しており、甲はそれに憤っていた。

ある日の夜、甲が買い物帰りに公園の脇を通りかかると、女性の悲鳴のような声が聞こえたので、公園内を確認したところ、茂みの中で A（男）が B（女）に後ろから抱きついているのが見えた。B が A に襲われていると思った甲は、正義感に駆られて、B を守るべく急いで A の後ろに回り込み、購入して持っていたワインのボトルを A の後頭部めがけて振り下ろした。殴られた A は意識を失い、B に覆い被さるようにして倒れた。これにより、A は頭蓋骨を、B は両手首を、それぞれ骨折した。

A の下から這い出た B が、意識を失ったままの A に名前を呼びかけている様子を見て、甲は、A と B は恋人同士であり、単にふざけ合っていたことを知った。

甲が呼んだ救急車に乗せられて A と B は公園を離れたが、近隣の病院はどこも満床のため受け入れを断られ、1 時間後によく搬送された隣県の病院で、A は脳挫傷により死亡した。現場近くの病院で直ちに手術を受けていれば、A は助かっていた可能性もあった。

なお、甲には、A に対する殺意はなかったものとする。

